

<学校図書館司書教諭の資格取得及び教員採用候補者選考試験における加点について>

○学校図書館司書教諭の資格取得について

学校図書館司書教諭の資格は必要な単位を修得しただけでは授与されません。

奈良教育大学で実施される講習に「書類参加」（実施要項4ページ目参照）することによって、授与されます。

(大学で必要な単位を修得しただけでは資格取得にならないので、注意してください。)

○教員採用候補者選考試験における加点について

一部の県において、学校図書館司書教諭の資格を有する人は加点されることとなっています。

平成28年度中に資格取得見込みとして、教員採用試験の願書提出の際、加点申請できる人は次に該当する方です。

1. 3回生終了時に5科目10単位を単位修得済みで、
「学校図書館司書教諭講習」に「書類参加」（申込期限：平成28年6月8日～17日）される方
2. 3回生終了時に5科目10単位のうち何単位かを単位修得済みで、不足分の単位を、
8月実施の「学校図書館司書教諭講習」（申込期限：平成28年6月8日～17日）において実際に受講し、単位修得を予定されている方。
3. 全く学部授業において単位修得していないが、
8月実施の「学校図書館司書教諭講習」（申込期限：平成28年6月8日～17日）講習の
5科目10単位の単位修得を予定されている方。

(※) 「学校図書館司書教諭講習」で修得した単位は、卒業要件や教員免許状取得の単位とはなりません。
(下記を参照してください)。

【問い合わせ先】

企画連携課国際交流・地域連携担当

TEL：0742-27-9108

用語の説明

- ・「書類参加」

学校図書館司書教諭の資格を得るには、必ず何らかの形で「学校図書館司書教諭講習」に参加しなければなりません。既に5科目10単位を修得している人は、講習を受けることなく、書類の申請のみで資格が取得できます。

- ・「学部授業」と「講習」

学部の授業の5科目と講習の5科目は全く同じ科目名で開講されています。

「学部の授業」は、皆さんの、卒業要件や教員免許状取得の単位として使用できますが、「講習」は学校図書館司書教諭講習の単位としてのみ認められ、大学の卒業要件や教員免許状取得の単位としては使用できません。